

知って安心「患者・住民の災害対策」

(2022年1月改訂版)

— 日常の備えから、被災した場合の対応まで —



はじめに	2 頁
第1節 防災・減災対策（日常的な備え）	3 頁
第2節 緊急地震速報が出された場合の対応	1 2 頁
第3節 地震発生時の対応	1 4 頁
第4節 大規模災害時の医療体制	1 5 頁
第5節 保険証及び医療費免除等の特例	1 6 頁
第6節 災害関連死の予防及び健康の確保	1 9 頁
第7節 被災者支援と罹災証明書、被災証明書	2 1 頁

はじめに

1949年の地震観測法改正によって新たに制定された震度7以上の地震は、阪神・淡路大震災（1995年1月17日）、新潟県中越地震（2004年10月23日）、東日本大震災（2011年3月11日）、熊本地震（2016年4月14日・16日）、北海道胆振東部地震（2018年9月6日）の5つの震災で6回観測され、甚大な被害をもたらしました。これらの地震以外にも、被害状況から震度7相当の揺れが推定される地震が15回あるとされ、震度7の地震は数年～十数年に1回程度の確率で、全国どこでも発生する可能性があります。

	Mw※ ¹	死者 (災害関連死等)	不明	負傷者	全半壊※ ²	被害総額
阪神淡路大震災	6.9	6,434人 (919人)	3人	43,792人	249,180棟	10兆円
新潟県中越地震	6.6	68人 (52人)		4,814人	16,984棟	3兆円
東日本大震災	9.0	19,674 (3,775人)	2,526人	6,157人	404,893棟	16.9兆円 ※ ³
熊本地震	14日6.2 16日7.0	273人 (178人)		2,809人	43,386棟	4.6兆円
北海道胆振東部地震	6.7	43人		782人	2,129棟	3,986億円

※¹ Mwは、モーメントマグニチュードである。 ※² 全半壊は、火災等による被害を除く。

※³ 福島原発事故廃炉・賠償費用（21.5兆円）等は含まない。

一方、2021年12月時点で過去6年間に台風や豪雨などによる著しい災害のうち、「激甚災害法の指定を受けた災害（被災地域や被災者に財政援助が必要として指定される災害）」は、22回（全国を対象とする「本激」16回、市町村単位で災害を指定する「局激」6回）に達しています。

自然災害は、多大な被害をもたらしますが、日常的な対策をとることによって被害を最小限にとどめることは可能です。また、被災者に対する支援の概要や手続きを把握しておくことによって、復旧・復興を早めることができます。

なお、住んでいる地域や建物の構造、家族構成、自治体によって災害対策は異なります。お住まいの自治体の「災害対策マニュアル」（名称は自治体によって異なります）を入手する他、町内会（又はマンション管理組合）などからあらかじめ情報を収集し、日常的な備えや被害にあった場合の対策などについて家族間で相談しておくといいでしょう。

また東京都は、大規模災害の発生を想定した日常的な備えと、怪我などの応急処置など災害が発生した際の対応についてイラスト入りで詳しく説明した書籍「東京防災」を発行しています。「東京防災」は、下記ホームページで閲覧できますので、参照ください。

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1002147/index.html>

本書は、自治体等で作成している各種マニュアルを踏まえ、日常的な防災管理と災害時の対応について必要な情報を整理しました。災害への備えと、災害発生時の対応にお役立てください。

なお本書は紙媒体での発行はしておりません。PDFをダウンロードしてお使いください。

第1節 防災・減災対策(日常的な備え)

災害はいつ発生するかわかりません。

第1節では、防災・減災対策としてどのように日常的な備えを行えば良いのかを例示します。ご自宅や勤務先などの状況を踏まえて対策を整えてください。

なお、風水害等は災害発生の予測がある程度は可能です。

風水害等の発生が予測される場合には、建物の点検、備蓄品の再点検と補充、風水害に対する備えを行いましょう。

1. ハザードマップ等でリスクを確認し、防災・減災対策の強化を

2020年12月3日に国土交通省が発表した「中長期の自然災害リスクに関する分析結果」によると、洪水、土砂災害、地震、津波のいずれかの被害を受ける地域に住む人口は8,603万人(67.7%)とされています。

対象災害	リスクエリア内人口	人口対比
洪水	3,703万人	29.1%
土砂災害	595万人	4.7%
地震(震度災害)	7,018万人	55.2%
津波(集計中)	754万人	5.9%
上記のいずれか	8,603万人	67.7%

災害がいつ発生するかを予測することは困難ですが、災害発生リスクをあらかじめ把握し、防災や減災対策を講じることで被害を最小限に抑えることは可能です。

ご自宅や勤務先などの所在場所によって、どのような被害が想定されるのか、また避難を行う経路や避難場所はどのような状態になっているのかを把握しておくことが重要です。自治体の防災マップやハザードマップ等で地域の被害予測と避難経路・避難場所をあらかじめ把握しておきましょう。

なお国土交通省では、ハザードマップポータルサイトを運用しており、住所を入力するだけで、洪水、土砂災害、高潮、津波のリスク情報や道路防災情報、土地の成り立ちなどを地図や写真に重ねて表示ができる「重ねるハザードマップ」が利用できます。

自治体が作成したハザードマップへのリンク(わがまちハザードマッ



国土交通省
ハザードマップポータルサイト
URL <https://disaportal.gsi.go.jp/>



QRコード

ブ) もされていますので、あらかじめ参照して災害対策にご活用ください。

なお、浸水想定区域（洪水（想定最大規模））は、導入当初は50-150年に1回程度の大雨を想定していましたが、気候変動等による豪雨被害の多発を踏まえて2015年改正で「想定しうる最大規模の降雨」（1,000年に1回）に条件を拡大しており、浸水対象と思えないようなところでも浸水想定区域となっている場合があります。

しかし『平成30年7月豪雨』は100年に1回と言われる豪雨であり、中国では2021年7月20日に実際に1,000年に1度の豪雨が発生しています。

2. 避難場所を決めておきましょう

防災マップなどをもとに、ご自宅や勤務先などで被災された場合の避難場所と、そこまでの避難経路をご家族や勤務先で共有しておいてください。

低地では、津波避難場所とそこまでの道のりを確認しておいてください。

仮に連絡がとれなくなっても、避難場所を決めておけば、連絡がとりやすくなります。

なお、避難場所を示す看板は自治体によりイラスト・レイアウトが若干異なります。

また、津波避難場所、津波避難ビル、避難所、災害時避難所、避難場所、広域避難場所、震災時避難所、緊急避難場所など、名称も異なります。



3. 1981年までの建造物や、増築を繰り返した場合は、耐震診断・耐震補強を

阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震等では、1981年までに建築された建物に大きな被害が発生しました。これは、現行の耐震基準が1981年6月に定められたことによります。

1981年以降に建築された建物でも、増築を繰り返している場合は耐震強度が弱くなります。また、今の建物でヒビなどがある場合は、強度に問題がある可能性があります。これらの場合は、耐震診断・耐震補強を行いましょう。耐震診断や改修費に助成を行っている自治体もあります。

なお、『国土交通省の依頼を受けて耐震診断を行っている』等と言って耐震診断を強要する業者が一部にあるようですが、国土交通省が直接、個別の住宅・建築物に対する耐震診断・改修を行うよう依頼することはありません。そのような場合は自治体にご連絡ください。



4. 家の中を点検し、災害が発生した場合の安全確保と、棚の固定等の対策を

(1) 地震対策

家の中を見てください。巨大地震が発生した場合には、次のようなことがおきる恐れがあります。

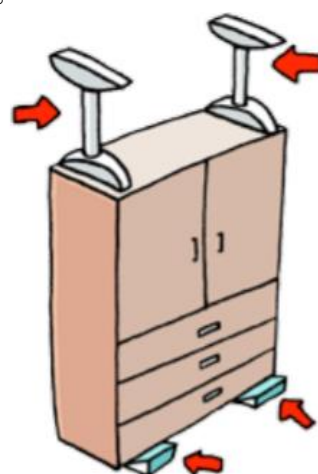
- ① 家具、テレビなどが転倒する
- ② ガラスが割れて飛散する
- ③ 家具が滑って移動する
- ④ 荷物が邪魔で出られない
- ⑤ ストープが転倒して出火する



ガラスの飛散防止フィルム

こうした状況を未然に防ぐために次のような対策をしましょう。

- ① 家具やテレビに転倒防止策を講じる
- ② ガラスに飛散防止フィルムを貼る
- ③ 家具の滑り止めをしておく
- ④ 荷物を片付けておく
- ⑤ ストープは転倒したら火が消えるものを使用し、車輪はつけない。



家具の転倒防止策の一例

就寝中に被災する恐れもあるので、特に寝室の家具の転倒防止には十分気をつけましょう。

そして、ガラス類が飛散することを想定して、枕元近くに丈夫な履物を用意しておくことも大切です。

(2) 風水害等への対策

風水害で、電子機器・電化製品等が水没等して使用不能になる場合が少なくありません。書類やたたみ等も、汚水等を被った結果、廃棄せざるを得なくなる場合があります。下記のような日常的な対策を行っておくと良いでしょう。

- ① 戸建て住宅の場合
 - ・屋根や窓、雨戸、フェンス、アンテナなどの劣化（ひびわれ、ぐらつき、がたつき）を点検し、修理をしておきましょう。
 - ・フェンスや物置、鉢植え、物干しざお、プロパンボンベ等が暴風雨でも吹き飛ばされないかなど点検し、対策をとっておきましょう。
 - ・建物の防水の点検、とりわけ屋上、ベランダの排水能力をチェックし、必要に応じて補修をしておきましょう。
 - ・雨どいや側溝等に、落ち葉や土砂のつまりがある場合は、掃除をしておきましょう。
 - ・浸水想定地域等では、土嚢等を準備してお



き、早めに対応しましょう。

② マンションなど集合住宅の場合

- ・住戸部分（専用部分）及び共用部の専用使用部分について、劣化（ひびわれ、ぐらつき、がたつき）を点検し、修理をしておきましょう。修理については、分譲マンションでは、管理組合の許可が必要な場合や費用補填がある場合がありますので、管理組合の定款を確認し、管理組合理事会、管理人等とご相談ください。賃貸マンションでは管理会社に相談してください。
- ・共用部については、管理組合又は管理会社が管理を行いますが、共用部分の劣化や雨どい・側溝等に落ち葉や土砂のつまりがあっても、目が届いていない場合もあります。気になる点がありましたら、管理組合理事会や管理人又は管理会社等にご連絡ください。

5. 火災保険・地震保険などの留意点

火災保険は、『台風』や『豪雨』などによる被害も補償対象で、被害の程度が軽微でも適用になる場合がありますが、対象になるとは思わず、保険を使わなかった方が少なくありません。

ただし、一般的に、火災保険や地震保険の対象は、契約者本人が住んでいる専用住宅および家財であり、事業等で使用している部分は対象外となります。

あらかじめ、火災保険等の契約内容を確認しておきましょう。

また、保険金を受け取るためには、下記のような対応が必要です。保険金を受け取るために必要な要件をあらかじめ確認しておいてください。

- ① 建物・家財ともに、被害状況が分かるよう写真を撮っておきましょう。建物は全体像と損害箇所ごとに遠景、近景での写真が望ましいです（写真を撮る際に、メジャー等を添えて大きさがわかるようにしてください）。
- ② 被害を受けた家財の修理ができず、買い換えた場合は、購入物の領収証等を保管してください。電器製品等は、購入前・購入後のそれぞれの型式が分かるよう写真やメモがあれば保険金請求の手続きもスムーズになります。
- ③ 自然災害は不可抗力のため、屋根瓦等が飛んで隣家の建物や車等に傷がついた場合でも一般的に賠償責任は発生しないと考えられています。そのため、建物や家財の復旧には、被災者の火災保険等を適用することになります。



(1) 火災保険

台風により建物の屋根瓦がはがれたり、強風で窓ガラスが割れるなどの被害（風災）は、多くの火災保険で補償対象となっていますが、風雨の吹込みで生じた損害は、建物の外部（外壁、屋根等）の破損に伴うものに限られます。いわゆる「雨漏り」は対象外です。

水災は台風や豪雨等による土砂災害や床上浸水等です。契約内容によっては補償対象外の場合もありますので、現在の契約内容をご確認ください。

火災保険で「家財」を補償対象にした場合、屋根が飛ばされたことで家屋内に雨水が入り、家具や家電が壊れて使えなくなってしまう時や、家屋外であっても敷地内にある物

置・自転車が壊れた場合も補償されます。

ただし、敷地内に置いてあった場合でも、自動車は対象とはなりません。

(2) 地震保険

地震保険は単独での加入ができず、火災保険と併せて加入する必要があります。

補償対象は地震、噴火または津波を原因とする火災、損壊、埋没、流失による建物や家財の損害です。

地震による火災損害（建物・家財）は、地震保険での補償となる点にご留意ください。

(3) 自動車の補償

火災や風水害で自動車が損害を受けた場合は、自動車保険の車両保険で補償します。

地震や噴火、津波は補償対象外ですが、別途特約をセットすることで補完できます。

6. 要介護高齢者や障害者等は、災害時要支援者名簿等に登録を

2013年の災害対策基本法「改正」によって、市町村は要介護3や身体障害者手帳1・2級所持者等の情報を把握して「避難行動要支援者名簿」を作成することが義務づけられています。

市町村は、対象者に郵送や面談で説明を行い、本人の意思を確認した上で名簿に登録します。そしてこの名簿が消防署、警察署、民生委員、防災組織などに配布され、災害時には名簿登録者の安否確認や避難支援が実施されます。

聴覚障害者や視覚障害者等は、警報さえ伝わらない可能性もありますので、避難リスクの高い方は名簿登録をしておきましょう。

7. 非常持ち出し袋の準備(当面の安全確保のために)

(1) 体力に合わせた量で、リュック形式を

非常持ち出し袋は、「避難」において当面（1～2日）必要なものをあらかじめ準備し、災害が発生した時にすぐに持ち出しができるようにしておくものです。

両手が使えるよう、リュックなど背負えるもので、体力にあった大きさ・重さのものにしましょう。



持ち出し袋

(2) すぐに持ち出せる場所におき、定期的にチェックを

非常持ち出し袋は緊急時に持ち出すものですので、しまっておかず、玄関脇や廊下、リビングなど、すぐに掴んで持って行ける場所で保管をします。

なお、袋の中身の食品の賞味期限や電池の残量等は1年に1回は点検をしましょう。

(3) 持ち出し袋に入れておくもの(最低限必要なもの)

非常持ち出し袋（リュック等）には、次頁に掲げるものを入れておくといいでしょう。なお、中身の入った非常持ち出し袋も市販されています。

市販の非常持ち出し袋を利用する場合は、地域の広域避難地図（ハザードマップ）やお金（小銭も）を入れて準備しておいてください。

非常持ち出し袋（リュック等）に入れておくもの（例示）

安全確保	軍手、帽子、マスク、雨具（レインコートやポンチョ）、防寒具、ビニールシート、ライト、電池（ライト用・ラジオ用）、携帯電話の充電器
衛生用品	ウエットティッシュ（※1）、食品用ラップ（※2）、ポリ袋（※3）、タオル、ティッシュペーパー、生理用品、トイレットペーパー、口腔ケアグッズ（歯ブラシ、口腔ケアシート、液体歯磨き等）、うがい薬、救急セット
水・食料	水（1人1ℓ）、非常食（乾パンやビスケット、チョコ等）
便利品	万能ナイフ、折りたたみクッション、ライター、使い捨てカイロ、保温シート
情報収集	筆記用具、広域避難地図（ハザードマップ）、携帯ラジオ
その他	お金（小銭も）
医療・介護	保険証や医療証、診察券、お薬手帳のコピーなど（本来はコピーでは使用できませんが、緊急時に患者さんの情報収集等に役立ちます）
家族状況に応じ	入れ歯の人（洗浄剤）、乳幼児（紙おむつ、粉ミルク、哺乳瓶、離乳食、スプーン）、寝たきりの人など（大人用紙オムツ）、糖尿病の人（ブドウ糖、ナッツ類、尿糖測定用スティック等）

※1 ウエットティッシュは、断水時に清拭や手洗い、洗顔、歯磨きで活躍します。

※2 食品用ラップは、食器に敷いて使うと紙皿の代用になり洗い物を少なくできます。寒いときには身体に巻いて保温をすることもできます。

※3 ポリ袋は、ゴミ袋としてだけでなく、断水時に段ボールやトイレにかぶせれば簡易トイレになります。

（4）持ち出し袋と一緒に置いて置くもの

移動中のけがを防止するため、持ち出し袋と一緒に置いておき、避難時に着用してください。

全員	厚底の靴、ヘルメットや防災ずきん
----	------------------

（5）持ち出し袋と一緒に持ち出すもの（余裕がある場合）

下記のもの、持ち出し袋に入れておくことは想定できませんが、重要なものです。いざという時に持ち出せるように、置き場所を家族で確認しておいてください。

ただし、持ち出しは避難に余裕がある場合にしてください。

全員	保険証（公費負担医療の医療券がある場合は医療券も）
	携帯電話（充電器含）
	印鑑と銀行や郵便局の通帳
持病がある方	お薬手帳、持病のお薬
入れ歯の方	入れ歯（就寝中で入れ歯を外している場合等）
乳児がいる場合	母子手帳

8. 災害用備蓄(非常持ち出し以外)

自宅が無事でも、被災から数日間は日常生活品が滞ります。非常持ち出し袋以外に、下記の備蓄をしておくとい良いでしょう。

なお、水や食料は3日分をめどに備蓄し、備蓄したものについては消費期限や有効期限を確認し、交換が必要なものは定期的に交換しておきましょう。

家族の状況に応じ、必要なものを追加備蓄してください。

備蓄品目 (例)	数量	備蓄場所	交換予定
飲料水 (大人1人1日3リットル×3日分)			年 月
非常用食料 (缶詰、乾パン、クラッカー、スープ、野菜ジュース、チョコなど 大人1人1日3食×3日分)			年 月
応急手当セット (三角布、包帯、医薬品、ばんそうこう、ガーゼ、はさみ等)			年 月
ウエットティッシュ (※1)			年 月
食品用ラップ (※2)			年 月
ポリ袋 (※3)			年 月
布ガムテープ (※4)			年 月
マスク (※5)			年 月
タオル (※5)			年 月
生理用ナプキンなど			年 月
簡易トイレ			年 月
カセットコンロ・燃料、ローソク			年 月
			年 月
			年 月
			年 月
			年 月

※1 ウエットティッシュは、断水時に清拭や手洗い、洗顔、歯磨きで活躍します。

※2 食品用ラップは、食器に敷いて使うと紙皿の代用になり、洗い物を少なくできます。寒いときには身体に巻いて保温をすることもできます。

※3 ポリ袋は、ゴミ袋にもなり、断水時に段ボールやトイレにかぶせれば簡易トイレになります。

※4 布ガムテープは、破損箇所の応急補修、割れたガラス破片・細かなゴミを取り除くのに便利です。

※5 マスク、タオルは、ほこりや感染症から身を守るために必要です。

ワンポイントアドバイス (簡易な電源確保の方法)

150W～300W程度であれば、自動車のシガーソケット又はアクセサリースOCKETからインバーター (2,500円～10,000円程度) で電源を確保することも可能ですし、最近では、最初からコンセントが搭載されている車も販売されています。

短時間の電源確保であれば、キャンプ等にも利用できる「ポータブル電源装置」があります。充電しておけば数時間電源を確保することが可能です。

9. 避難時の留意点

避難の際は、動きやすく、安全な服装と足元の確保が重要です。

服装は、季節によっても異なりますが、足元は運動靴にすること、ヘルメット・ずきんなどで頭を守ることも大切です。

避難の前に、火の始末をし、非常持ち出し袋（7頁～8頁参照）を持ち、戸締りをしてください。玄関に避難先をつけるメモを貼っておくと良いでしょう。

避難にあたっては、両手が使えるようにしましょう。また、家族や隣近所で声をかけあってください。

なお、冠水等の場合は、マンホールのふたが開いていたり、側溝があるのに見えない場合もありますので、十分に注意しましょう。水が腰まである場合は、高いところに移動して救援を待ってください。

車での避難は交通渋滞を招き、緊急車両の通行の妨げになる場合もあります。地域の状況を勘案し、徒歩での避難が可能な場合は、徒歩で避難しましょう。



10. 家族等との連絡

災害発生直後は、固定電話・携帯電話とも通話制限が行われるため大変かかりにくい状態となります。

東日本大震災では、携帯電話の使用規制が数日間続けられました。また、メールも大量に送られたことで、携帯電話会社のサーバーから相手に発信されるまでの時間が大きく遅延し、リアルタイムでの連絡にはあまりつかえませんでした。

(1) SNSの利用

携帯電話は、メールも含めて被災直後はつながりにくい状況が続きます。

一方、携帯電話にアプリをダウンロードして利用するSNS（インターネットを利用したネットワークサービス＝LINE、Facebook、Twitter、mixi、instagram等）による伝言板機能や通話サービス、メールやチャットは、携帯電話の音声通話や携帯メールよりも通信の集中負荷に強いとされ、災害時にも比較的つながりやすいといわれています。利用登録は無料ですので、あらかじめ登録しておくのが便利です。

ただし、匿名性のあるSNSの掲示板は、誤った情報が発信・拡散されやすい傾向があります。SNSの情報については、事実関係を確認した上で対応することが必要です。

また、東日本大震災レベルの大規模災害の場合は、数千万人が一斉に利用することが予測されます。SNSは東日本大震災後に利用が広がったものですので、確実に繋がるかどうかはまだわかりません。

なお、公衆電話は、全数が災害時優先電話として扱われますので、普段から公衆電話がある場所を把握しておくなど、万が一に備えて、複数の通信手段を考えておくことが重要です。

(2) NTTの災害用伝言サービス(171)の利用

震度6以上の地震など、大きな災害が発生した場合にNTTでは、災害用伝言サービスを開設します。被災地との電話がつながりにくい場合などに利用してください。利用方法は下記の通りです。

<伝言の録音方法>

- ① 「171」にダイヤルします。
- ② ガイダンスが流れます。「1（暗証番号を利用する場合は3）」をダイヤルします。
- ③ 被災地の方は、ご自分の電話番号を市外局番からダイヤルします。
- ④ ガイダンスに従い録音します。



<伝言の再生方法>

- ① 「171」にダイヤルします。
- ② ガイダンスが流れます。「2（暗証番号を利用する場合は4）」をダイヤルします。
- ③ 安否情報等を確認したい相手の電話番号を市外局番よりダイヤルします。
- ④ ガイダンスに従い再生します。



なお、NTTでは災害用伝言ダイヤルの他に「災害用伝言版（web171）」を運用します。また、ケータイ各社も「災害用伝言版サービス」を運用します。

「災害用伝言版（web171）」及びケータイ各社の災害用伝言版サービスは、下記のURL又はQRコードから参照ください。

URL	https://www.tca.or.jp/topics/pdf/ketai_saigaiyodengonban.pdf
QRコード	

11. 予防(ワクチン)接種

災害時に発生する感染症対策として、平時から予防接種を受けておくことが重要です。

第2節 緊急地震速報が出された場合の対応

第2節は、気象庁ホームページ（下記アドレス参照）に掲載された緊急地震速報を見聞きした場合の「行動の具体例」を、そのまま掲載しています。

<http://www.data.jma.go.jp/svd/eew/data/nc/koudou/koudou.html>

（緊急地震速報とは）

（1）緊急地震速報が発表されて数秒で強い揺れが到達します。

緊急地震速報は、地震の発生直後に、各地での強い揺れの到達時刻や震度を予想し、可能な限り素早く知らせるもので、震源が震度5弱以上と想定される場合に発表されます。

緊急地震速報を発表してから強い揺れが到達するまでの時間は、数秒から長くても数十秒程度と極めて短いため、下記1～3に記載したような身を守る行動を行いましょう。

なお、震源に近いところでは速報が間に合いませんので、ご注意ください。

（2）緊急地震速報の音

緊急地震速報が発表されたことが即座にわかるよう、テレビやラジオ、携帯電話などでは、専用の音（報知音）と共に緊急地震速報をお知らせします。

報知音の主なものには、テレビやラジオ、防災行政無線、受信端末などで使用されている「チャイム音」と、携帯電話会社（NTTドコモ、au（KDDI）、ソフトバンク、ワイモバイル）共通の専用の「ブザー音」があります。また、受信端末では「サイン音」も使われています。

「チャイム音」はNHKが、「ブザー音」はNTTドコモが、「サイン音」は特定非営利活動法人REICが、緊急地震速報に確実に気付いてもらうために開発したもので、それぞれのホームページで試聴することができます。

NHK チャイム音	携帯電話 ブザー音	サイン音
		

1. 屋内にいる時

（1）家庭では

頭を保護し、丈夫な机の下など安全な場所に避難してください。

あわてて外に飛び出さないでください。

無理に火を消そうとしないでください。



(2) 人が、おおぜい、いる施設では

施設の係員の指示に従ってください。

落ち着いて行動し、あわてて出口には走り出さないでください。



2. 乗り物に乗っている時

(1) 自動車運転中の場合

あわててスピードを落とさないでください。

ハザードランプを点灯し、まわりの車に注意を促してください。

急ブレーキはかけず、緩やかに速度をおとしてください。

大きな揺れを感じたら、道路の左側に停止してください。



(2) 鉄道やバス等に乗車中は

つり革や手すりにしっかりつかまってください。

(3) エレベータでは

最寄りの階で停止させて、すぐに降りてください。

3. 屋外にいる時

(1) 街中では

ブロック塀の倒壊等に注意してください。

看板や割れたガラスの落下に注意してください。

丈夫なビルのそばであれば、ビルの中に避難してください。



(2) 山やがけ付近では

落石やがけ崩れに注意してください。



第3節 地震発生時の対応

1. 身の安全の確保

地震発生時は、身の安全を守ることを第一とします。

丈夫なテーブルの下や、物が「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所に身を寄せ、揺れがおさまるまで様子を見ます。高層階では、揺れが数分続くことがあります。大きくゆっくりとした揺れにより、家具類が転倒・落下する危険に加え、大きく移動する危険がありますので、注意してください。

なお、立ってられないほどの強い揺れや、揺れは小さくても1分以上続く場合は大きな津波が発生する可能性があります。海岸や、海岸に続く河川付近、低地では津波に注意をし、高台や津波避難場所、津波避難ビルに避難してください。これらの場所への避難が困難な場合は、安全を確認した上でマンションやビルなど大きな建物の上層階に避難してください。



2. 火の元の確認 初期消火

- ① 火を使っている時は、揺れがおさまってから、あわてずに火の始末をしてください。
- ② 出火した時は、落ちついて消火してください。

3. 避難

- ① 揺れがおさまってから、行動してください。転倒した家具類や落下したガラスの破片などに注意してください。瓦、窓ガラス、看板などが落ちてくる場合がありますので、外に飛び出さないでください。
- ② 揺れがおさまった時に、避難ができるよう出口を確保してください。（個室にいる場合には、出口確保のため、ドアをあけておいてください）
- ③ 避難する場合は、丈夫な靴にはきかえ、ヘルメット又は防災頭巾もしくは帽子をかぶり、軍手などをして、落下物に十分気をつけて退去してください。
- ④ ブレーカーを落とし、ガスの元栓を閉め、自分の安否情報、避難先をドアに張り、カギを掛けて移動してください。
- ⑤ 行政から避難指示が出た場合は、指示に従って避難してください。また、行政から避難勧告が出された場合は、避難準備を行ってください。指示や勧告の有無にかかわらず、異常がある場合は避難してください。
- ⑥ 外で揺れを感じたら、ブロック塀などには近寄らないでください。
- ⑦ ラジオやテレビ、消防署、行政などから正しい情報を得てください。
- ⑧ 自動車での避難は、渋滞を招いたり、地域によっては危険な場合もあります。車による避難が良いかどうか、地域の実態を踏まえあらかじめ想定しておいてください。



第4節 大規模災害時の医療体制

1. 災害で負傷又は具合が悪くなった方は、避難所等の「医療救護所」又は地域の医療機関へ

災害時には地域の医療機関も被害を受け、治療ができない場合もあります。このため市町村は、地域の医師・歯科医師・薬剤師・看護職員等と協力して避難所等に「医療救護所」を設置します。「医療救護所」は、患者さんのトリアージ（治療の優先度の判別）を行って応急手当を行い、必要に応じて後方病院に運びます。

程度	状態	救護所の対応	備考
重症者	生命の危険の可能性 がある、又は生命の 危険が切迫している	応急手当の 後、後方病 院へ	直接「災害拠点 病院」を受診で も可
中等症者	生命の危険はない が、入院を要する		直接「地域の病 院」を受診でも可
軽症者	生命の危険がなく、 入院を要しない	応急手当の 後、避難所 等へ	直接「地域の診 療所」を受診で も可
死亡等	明らかに救命が不可能	なし	



持病が悪化した場合や通常の疾病は、かかりつけ又は地域の医療機関を受診する扱いですが、被災で地域の医療機関が休診している場合は「医療救護所」で緊急対応をします。

「医療救護所」における応急手当の費用は無料ですが、医療スタッフや薬には限りがあり、必ずしも十分な医療が提供できるわけではありません。また、スタッフが揃うまでに若干時間がかかる場合もあります。

「医療救護所」でできる対応は限られますので、地域の医療機関が診療している場合は地域の医療機関を受診してください。また各自治体では、「極めて軽度な負傷」については、ご家庭での対応をお願いしています。

2. 持病や通常の疾病、又は災害で負傷したが歩ける場合は、地域の医療機関へ

持病や通常の疾病等については、地域の医療機関を受診してください。また、負傷又は具合が悪くなった方でも「重症者」は直接「災害拠点病院」に、「中等症者」は直接「地域の病院」に、「軽症者」は直接「地域の診療所」を受診されても結構です。

ただし、被災状況によって休診や診療制限が行われている場合がありますので、各医療機関の状況に応じて受診してください。

災害拠点病院や地域の病院・診療所は、医療救護所とは違ってしっかりと治療を受けられます。ただし、被災状況等によって休診や診療制限が行われている場合がありますので、各医療機関の状況に応じて受診してください。

災害拠点病院や地域の病院・診療所での治療は、保険診療として扱われますが、第5節の2（次頁参照）に掲げる場合は、医療費の窓口負担は不要です。



第5節 保険証及び医療費免除等の特例

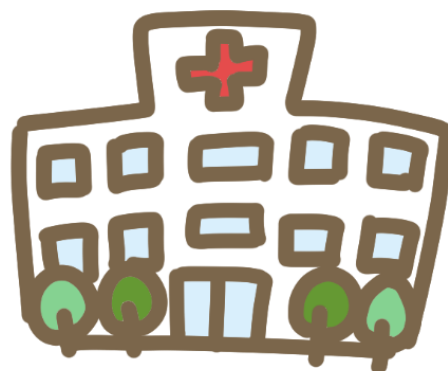
1. 被災により保険証を提示することができなくても、保険診療扱いとなります

災害救助法が適用される自然災害の発生時等には、厚生労働省から「被災者に係る被保険者証等の提示等」に関する事務連絡が出されます。

この事務連絡では、当該災害によって被保険者証を提示できない場合であっても、①氏名、②生年月日、③連絡先（電話番号等）、④健保は事業所名、国保又は後期高齢者医療制度は住所（国保組合は、これらに加えて組合名）を医療機関の窓口で申し出れば、保険診療扱いで受診できることが示されます。

この取扱いが実施される場合は、行政から広報される他、テレビ、新聞、ラジオでの報道や避難所の壁新聞などで周知されます。

なお、事務連絡の発出がなくても保険者が同意すれば、保険証の提示がなくても保険診療扱いにすることが可能です。



2. 著しい被害を受けた方は、窓口負担や保険料が徴収猶予・免除されます

(1) 通常の災害では、徴収猶予・免除をするかどうかを保険者ごとに判断します。

災害によって著しい被害を受けた場合には、医療や介護の窓口負担や保険料の「徴収猶予」や「減免」が保険者の判断で行えます。

通常、窓口負担の免除は、保険者が発行する免除証明書等を医療機関の窓口で提示する必要があります。

どのような場合に「徴収猶予」や「減免」が行われるかは、保険者によって判断が異なりますが、国民健康保険の場合は、右の「一. 徴収猶予の対象」に掲げる状態にある場合に、申請によって認められます。なお、「重大な損害」や「収入の減少」等の解釈は、自治体により異なります。

「徴収猶予」の場合は、医療機関の窓口では一部負担金を支払う必要がありません。後日保険者に一部負担金を支払う必要がありますが、「徴収猶予」の対象者が、生活が著しく困難となっ

窓口負担の徴収猶予・減免の対象となる状況 (昭和34年3月30日保発第21号厚生省保険局長通知)

一. 徴収猶予の対象

- 1 震災、風水害、火災、その他これら類する災害により死亡し、障害者となり、又は資産に重大な損害を受けたとき。
- 2 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁、その他これらに類する理由により収入が減少したとき。
- 3 事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。
- 4 前各号に掲げる事由に類する事由があったとき。

二. 減免の対象

上記一のいずれかに該当したことによりその生活が著しく困難となった場合において必要があると認めるとき。

た場合において必要があると認めるときは、申請により「減免」が受けられる扱いとなります。

ただし、徴収猶予と免除の2回申請が必要になる場合がありますので、ご注意ください。

健康保険の場合は、健康保険法第75条の2で、「保険者は、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情（震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた）がある被保険者であって、保険医療機関又は保険薬局に一部負担金を支払うことが困難であると認められるもの」に一部負担金の減額、免除、猶予等の措置を採ることができるとされています。

高齢者の医療の確保に関する法律第69条、介護保険法第50条・第60条等でも同様の定めがあります。

適用の判断は各保険者に任されていますので、災害により被害を受けた場合は、加入する医療保険者に相談してください。

なお、災害とは直接関係がないが収入が著しく減少したときも、徴収猶予・免除の対象になります。保険料についても、同様の規定があります。

(2) 阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震、平成30年7月豪雨クラスの災害は国が窓口負担を免除します

一般的な災害であれば猶予や減免の判断を保険者が行うことが可能ですが、大規模災害の場合は保険者の判断を待っていたのでは必要な医療が受けられない事態になってしまいます。

このため、「激甚災害指定基準による指定（本激）」がされるような災害で、その被害が著しく大きいものについては、「被災者に係る一部負担金等の取扱いについて」と題する事務連絡が厚生労働省から発出され、猶予・免除の対象者（右記参照）と、対象期間が示されます。

大規模災害時における猶予・免除対象者

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災
- ② 主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病（※）
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止
- ⑤ 主たる生計維持者が失職、現在収入がない

※「重篤な傷病」とは、「罹災により1カ月以上の治療が必要な状態」であることが協会けんぽ福島支部のホームページで示されている。

これまでにこの取り扱いが実施されたのは、「阪神・淡路大震災」、「東日本大震災」、「熊本地震」、「平成30年7月豪雨」の4つだけです。

この取扱いが実施される場合は、行政から広報される他、テレビ、新聞、ラジオでの報道や避難所の壁新聞などで周知されます。

なお、被災直後等で免除が確定していない場合は「猶予」という表現が使われますが、「猶予」であっても医療機関の窓口では一部負担金を支払う必要はありません。

また、被災直後は罹災証明書等も発行されませんので、「証明書の確認が必要である」旨の通知が出されるまでは、患者さんが医療機関の窓口で上記の①～⑤のいずれかに該当する旨を申し出れば、窓口負担は徴収されません。

保険証を紛失又は持ち出せなかった場合は、医療機関の窓口で①氏名、②生年月日、③連絡先（電話番号等）、④健保は事業所名、国保又は後期高齢者医療制度は住所（国保組合は、

これらに加えて組合名)と、上記①～⑤のいずれかに該当する旨を申し出てください。

医療機関は医療費の10割を保険請求しますので、患者さんの負担はありません。

仮に「免除対象外」となった場合は、保険者が患者さんから一部負担金を徴収することになります。

免除・猶予は、全国の医療機関が対象です。被災地から遠く離れていても被災者が受診する場合は、被災地と同様に免除・猶予となります。

被災から一定期間が経過して、罹災証明書等が発行できるようになると、「免除証明書の確認が必要である」旨の通知が出されます。この通知が出された後は免除証明書を医療機関の窓口で提示する必要があります。

ちなみに免除対象となる保険の種類(市町村国保・国保組合・協会けんぽ・組合健保、共済組合・後期高齢者医療・介護保険)と期間は、被災状況によって異なります。

対象者や対象期間は、最低これだけは免除・猶予が必要と政府が考えるものです。

従って、対象者の拡大や対象期間の延長などを災害の状況に応じてその都度、要望する必要があります。

要望が認められれば改めて厚生労働省から通知で示されますので、それにそって対応します。

平成30年7月豪雨の際の案内(岡山県の場合)

平成30年7月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても

医療機関等を受診できます



平成30年10月24日時点

○ **災害救助法の適用市町村の住民の方で、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する府県の後期高齢者医療、協会けんぽ(以下の「対象保険者」に記載の保険者)に加入している場合、次の①～⑤のいずれかに該当する方は、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨をご申告いただくことで、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料について支払いが不要となります。**

- ① 住家の全半壊、全半壊、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

[岡山県]

岡山市 倉敷市 玉野市 笠岡市 井原市 総社市 高梁市 新見市 瀬戸内市 赤磐市 真庭市
浅口市 都窪郡早島町 浅口郡里庄町 苫田郡鏡野町 英田郡西粟倉村 加賀郡吉備中央町
小田郡矢野町 津山市 美作市 和気郡和気町 岡山県後期高齢者医療広域連合
全国健康保険協会

(上記以外に、一部の健保組合・国保組合、私学共済についても免除される場合があります。詳細は各組合等にお問い合わせください。)

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、府県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

※ 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

○ この**窓口での取扱い**は平成30年12月末までです。

なお、平成31年1月以降は、①**保険証**と②**猶予(免除)証明書**の両方を**医療機関等の窓口で提示**することで、猶予(免除)を受けることができます。**猶予(免除)証明書**は、あらかじめ**ご加入の各保険者に申請**を行うことで交付されますので、お手続きをお願いいたします。

○ **窓口負担の取扱いや猶予(免除)証明書の交付について、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。**

第6節 災害関連死の予防及び健康の確保

災害による直接の死亡以外に、負傷の悪化又は避難生活等における負担による疾病により死亡する「災害関連死」があります。

災害関連死の認定例を右に列記しました。阪神・淡路大震災では「インフルエンザの集団感染」、新潟県中越地震や熊本地震では「車中泊によるエコノミークラス症候群」、東日本大震災では「避難生活のストレスや過労」による災害関連死が多く発生しました。せつかく助かった命を亡くすことはあってはなりません。

1 医療や公的支援の拡充

災害関連死を予防するためには、何よりも医療を受けられる制度、復旧・復興に向けた公的な支援の充実が重要であることが認定例からも分かります。

震災	死者総数	災害関連死	
		死者数	割合
阪神淡路大震災	6,434人	919人	14.28%
新潟県中越地震	68人	52人	76.47%
東日本大震災	19,674人	3,775人	19.19%
熊本地震	273人	218人	79.85%
平成30年7月豪雨	295人	73人	24.75%

災害関連死の認定例

- ① 処方薬が摂取できなかったことによる持病の悪化
- ② ストレスによる身体の異常
- ③ 不衛生な環境による体調の悪化
- ④ 栄養不足や食欲不振による衰弱死
- ⑤ 車中泊中の静脈血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）
- ⑥ 将来を悲観した自殺
- ⑦ 仮設住宅で孤独感にさいなまれ、過度の飲酒をしたことによる肝硬変
- ⑧ 災害復旧作業中の過労死
- ⑨ 地震による疲労が原因の事故死

2 エコノミークラス症候群の予防

長時間同じ姿勢をとっていると、血管が圧迫されて血のかたまりができやすくなります。これが血流に沿って肺に到達して詰まる（肺血栓）を起こすと死に至る場合があります。これをエコノミークラス症候群と言います。

一般的な予防として次のような対策があります。

- ① 水分の補給を行きましょう。
- ② 数時間ごとに歩きましょう。
- ③ ふくらはぎをマッサージしましょう。
- ④ 足のケガは早めに治療しましょう。
- ⑤ 足首や膝関節を動かしましょう。
- ⑥ 弾性ストッキングを利用しましょう。
- ⑦ 睡眠は、横になってとりましょう。



トイレの回数を抑えようと水分摂取を我慢することがないようにする必要があります。携帯トイレを少なくとも1人につき30～40枚を用意していると良いでしょう。

なお、ポリ袋は携帯トイレの代わりにもなります。

3 口腔ケア(歯磨き、義歯の清掃)は重要

口腔ケア(歯磨き、義歯の清掃)は、むし歯や歯周病予防、そして高齢者の肺炎予防のためにも重要です。

ただし、被災直後は水が出ない場合も少なくありません。

そのような場合は、介護用品として販売されている口腔内を掃除する「口腔ケアシート」が便利です。



4 医学会が提唱する、災害関連死の9つの予防策

災害によって被災者は精神的なショックを受けています。避難生活を強いられる場合は、さらに心身に大きな負担が生じます。

これが原因で、脳卒中や心筋梗塞(しんきんこうそく)を起こしやすくなります。

日本循環器学会、日本心臓病学会、日本高血圧学会は、これまでの震災を通して得た多くのエビデンスから個人で対応できる9つの予防策を提唱しています。

災害関連死の9つの予防策

- ① 睡眠
- ② 1日20分以上の歩行
- ③ 水分の十分な摂取による血栓予防
- ④ 良質な食事。減塩に努め、カリウムの多い食事の摂取
- ⑤ 災害前から体重が、±2kg以内
- ⑥ マスク、手洗いなど感染症予防
- ⑦ 降圧薬やその他の循環器疾患の内服薬の継続
- ⑧ 血圧の管理
- ⑨ 禁煙

5 スキンシップの重要性と留意点

被災者は、不安や大きなストレスを抱えています。感染対策に留意した上で、いつもより以上に、身近な方との話し合いやスキンシップをとってください。

2016年6月1日放送のNHKためしてガッテンでは、信頼関係のある方に触れられると、「オキシトシン」が発生し、抗不安、睡眠改善、降圧、鎮痛、認知症の改善などの効果が期待されることを放送しました。番組では、下記のようなタッチケアを紹介しています。

- ① 椅子の背やテーブルにもたれて楽な姿勢をとる
- ② 背中に両方の手のひらをぴったりつけ背中全体をなでる
- ③ 手のひらでアイロンを掛けるように、1秒間5cm程度の動きでなでる

ただし、信頼関係がない相手の場合には逆効果になります。また、災害に乗じて窃盗や性犯罪がおきる場合も少なくありませんので、こうしたことには十分にご留意ください。

6 初期対応マニュアル

東京都では、防災マニュアルをホームページで公開し、緊急時のマニュアル等を掲載しています。緊急対応の仕方として下記も掲載されています。妊産婦・乳幼児を守る災害対策ガイドラインにもご留意ください。

東京防災	緊急対応の仕方	妊産婦・乳幼児災害対策ガイドライン
		

第7節 被災者支援と罹災証明書、被災証明書

1 罹災(りさい)証明書があれば、受けられる支援

罹災証明書があれば受けられる支援には、下記があります。

下記以外にも、さまざまな支援制度がある自治体もあります。お住まいの自治体に問い合わせ、又はホームページで確認してみるとよいでしょう。

(1) 罹災証明があれば、申請して受けられる公的支援の例

① 被災者生活再建支援金

ア. 支給対象世帯は、自然災害によって全壊10世帯以上の被害が発生した市町村又は全壊100世帯以上の被害が発生した都道府県等に所在する下記に該当する被災世帯（全壊10世帯未満でも対象になる場合がある）

- a. 住宅が「全壊」した世帯（全壊世帯）
- b. 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯（解体世帯）
- c. 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯（長期避難世帯）
- d. 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- e. 住宅が半壊し、大規模半壊世帯に至らないが相当規模の補修を要する世帯（中規模半壊世帯）

イ. 支援金の支給額は、下記の2つの支援金の合計（1人世帯の場合は3/4の額）

被害程度	基礎支援金	加算支援金		合計額
a. 全壊 b. 解体 c. 長期	100万円	建築・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借（公営住宅除く）	50万円	150万円
d. 大規模 半壊	50万円	建築・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借（公営住宅除く）	50万円	100万円
e. 中規模 半壊	なし	建築・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借（公営住宅を除く）	25万円	25万円

ウ. 申請方法

- a. 申請窓口は、市町村
- b. 申請に必要な書類と申請期間は次の通り

	書類	申請期間（災害発生日から）
基礎支援金	罹災証明書、住民票等	1 3カ月以内
加算支援金	契約書（住宅の購入、賃借等）等	3 7カ月以内

② 義援金の支給

ア. 義援金は、災害の発生から若干の落ち着きを取り戻した頃に、被災都道府県に設置した「義捐金配分委員会」で配分方法を定めます。

- イ. 平成30年7月豪雨では、死亡者、重傷者（1カ月以上の治療を要する方）、一部損壊以上の住宅被害又は床上浸水に支給されました。（行方不明者も対象）
- ウ. 義援金は、被災者からの申請に基づいて配分されます。申請に必要な書類は災害によって異なります。申請書及び申請方法は、各市町村窓口にお問い合わせいただくか、市町村ホームページを参照ください。

- ③ 所得税、都道府県民税、市町村民税の軽減又は免除
- ④ 健康保険や後期高齢者医療、介護保険の保険料及び窓口負担の減免または猶予（被災直後の一定期間は罹災証明書は不要）、年金の猶予
- ⑤ 公的書類の手数料が無料
- ⑥ 仮設住宅や公営住宅への優先入居、住宅の応急修理
- ⑦ 災害復興住宅融資
- ⑧ 自治体による支援制度

(2) 罹災証明があれば、申請して受けられる可能性がある民間支援の例

- ① 金融機関による融資特例
- ② 私立学校などの授業料減免
- ③ 災害保険の保険金受給（地震保険については罹災証明書は不要）
- ④ 電気・ガス・上下水道・電話料金・NHK受信料

(3) 罹災証明がなくても、申請して受けられる公的支援の例

① 災害弔慰金

災害によって死亡又は行方不明になった場合には、右記の災害弔慰金を受け取ることができます。詳細は所在地の市町村におたずねください。

災害弔慰金	
生計維持者が死亡した場合	500万円
その他の者が死亡した場合	250万円

② 災害障害見舞金

災害によって右記に掲げる重度の障害を被った場合には、災害障害見舞金を受け取ることができます。詳細は所在地の市町村に確認してください。

なお、右記に該当しない場合でも一定の障害を被った場合は、身体障害者手帳の交付対象者となり、手当・年金、医療、貸付、扶養共済、交通、住宅、税の減免、補装具などの給付が受けられます。

災害障害見舞金の対象となる重度の障害		
①両眼の失明、②咀嚼及び言語の機能を廃した人、③神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要する人、④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する人、⑤両上肢をひじ関節以上で失った人、⑥両上肢の用を全廃した人、⑦両下肢をひざ関節以上で失った人、⑧両下肢の用を全廃した人、⑨精神または身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各項目と同程度以上と認められる人		
災害障害見舞金	生計維持者	250万円
	その他の者	125万円

③ 災害援護資金（貸付：所得制限あり）

災害により負傷または住居、家財の損害を受けた方は、最大350万円まで低利の災害援護資金を借りることができます。ただし、所得制限があります。

詳細は所在地の区市町村に確認してください。

- ④ 応急仮設住宅又は借り上げ住宅への入居
- ⑤ 災害復旧貸付（中小企業者）

2 各種被災者支援策利用に必要な「罹災(りさい)証明書」の発行の手続き

(1) 自然災害の申請窓口は市町村役場。火災被害の場合は消防署

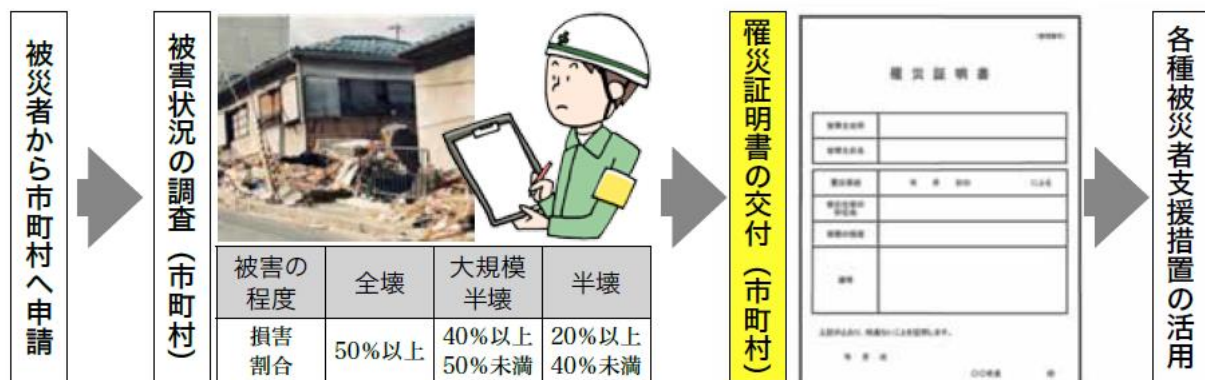
「罹災証明書」とは、災害による被害の程度を証明する書面をいい、各種被災者支援策（被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金・義援金等の給付、住宅金融支援機構融資・災害援護資金等の融資、税・保険料・公共料金等の減免・猶予、災害救助法に基づく応急仮設住宅、住宅の応急修理等の現物支給）を利用する場合に必要となります。

災害対策基本法90条の2では、「市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面（次項において「罹災証明書」という）を交付しなければならない」と定め、住宅被害を必須の証明事項としています。対象となる災害の種類や規模の制限はありません。

なお、自然災害の場合は自治体が発行し、火災被害の場合は消防署が発行します。

「罹災証明書」の発行を申請すると、「罹災届出証明書」を発行してもらえます。これを発行してもらおうと「罹災証明書」の代わりに利用出来る場合もあります。

<被災から支援措置の活用までの流れ>



(2) 罹災証明書の申請に必要なもの

「罹災証明書」の申請には、①印鑑、②本人確認資料（免許証など）、③被災写真（又はスケッチなどでも可）、さらに本人以外の場合は委任状が必要です。

発行手数料は無料です。なお、被災写真は、下記に留意して撮影しましょう。

- ① 建物の全景を4方向から撮ります。
- ② メジャーを添えるなどして、浸水の深さや亀裂の大きさなど、被害の大きさがわかるように撮影します。
- ③ 被害か所は、遠景と近景の2枚セットで撮ります。近景ではメジャーの目盛りがわかるようにします。被害箇所がわかるように、指をさして撮ると良いでしょう。
- ④ 被害の多い箇所は、外壁、屋根、基礎、内壁、天井、床、ドア、ふすま、窓、キッチン、浴室、トイレなどです。そのほかもしっかりと点検しましょう。

(3) 現況調査

「罹災証明書」の交付を申請すると、被害の程度の認定のため、専門の調査員が現地を訪れて現況調査を行います。現況調査員は、自治体で認定を受けた建築士です。

地震の際に余震などによる二次災害の防止のために、当面の使用の可否を判断し、「危険（赤）」、「要注意（黄）」、「調査済（青）」のステッカーを貼付する「応急危険度

判定」とは異なります。

罹災証明書の被害認定基準の概要			
被害区分	認定基準		
全壊	概要	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの	
		延べ床面積に占める損壊・消失・流失部分の面積	70%以上
		住家全体に占める主要構成要素の経済的被害の損害	50%以上
	水害	【木造・プレハブ1～2階建て】浸水深の一番浅い部分が、床上1.8m以上の浸水	
大規模半壊	概要	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。	
		延べ床面積に占める損壊・消失・流失部分の面積	50%以上70%未満
		住家全体に占める主要構成要素の経済的被害の損害	40%以上50%未満
	水害	【木造・プレハブ1～2階建て】浸水深の一番浅い部分が、床上1m以上1.8m未満の浸水	
中規模半壊	概要	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。	
		延べ床面積に占める損壊・消失・流失部分の面積	30%以上50%未満
		住家全体に占める主要構成要素の経済的被害の損害	30%以上40%未満
	水害	【木造・プレハブ1～2階建て】浸水深の一番浅い部分が、床上0.5m以上1m未満の浸水	
半壊	概要	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。	
		延べ床面積に占める損壊・消失・流失部分の面積	20%以上70%未満
		住家全体に占める主要構成要素の経済的被害の損害	20%以上50%未満
	水害	【木造・プレハブ1～2階建て】浸水深の一番浅い部分が、床上0.5m未満の床上浸水	
準半壊	概要	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもの。	
		延べ床面積に占める損壊・消失・流失部分の面積	10%以上20%未満
		住家全体に占める主要構成要素の経済的被害の損害	10%以上20%未満

※床上に達しない浸水は、一部損壊となる。

※詳細は、内閣府「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（下記URL）参照

http://www.bousai.go.jp/taisaku/pdf/r303shishin_all.pdf

① 地震の場合の現況調査

地震被害の遭った場合の現況調査は、第1次調査と第2次調査があります。第1次調査は申請で実施する場合がありますし、全世帯を対象に実施する場合があります。また、被害棟数が少ない場合などでは第2次調査のみを実施する場合があります。

第1次調査は、外観の損傷状況の目視による把握、住宅傾斜の計測、住家の主要な構成要素ごとに損傷程度等の目視による把握を行います。

第2次調査は、第1次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合に、原則として申請者の立ち会いの下で実施されます。

第2次調査は、外観目視調査及び内部立入調査により、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測及び住家の主要な構成要素ごとの損傷程度等の目視による把握を行います。



② 水害の場合の現況調査

「木造・プレハブ」戸建ての1～2階建ての場合は、第1次調査と第2次調査を行います（ただし、被害棟数が少ない場合などでは第2次調査のみを実施する場合があります）。「木造・プレハブ」戸建ての1～2階建て以外の場合には、第2次調査のみで実施します。

第1次調査は、外観の損傷状況及び浸水深の目視による把握を行います。なお、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷が発生している場合とそうでない場合では、判定方法が異なります。

第2次調査は、第1次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合に、原則として申請者の立ち会いの下で実施されます。第2次調査は、外観の損傷状況の目視による把握、住宅傾斜の計測、浸水深の確認、住家の主要な構成要素ごとの損傷程度等の目視による把握を行います。



③ 風害の場合の現況調査

被災者の立ち会いのもとで、外観の損傷状況の目視による把握、住宅の傾斜の計測、住家の主要な構成要素ごとの損傷程度等の目視による把握を行います。

原則として内部立入調査を行います。

(4) 罹災証明書の申請期限

罹災証明書の申請に、期限が設けられることがあります。

具体的な期限の長さについては各自治体によっても異なりますが、たとえば罹災してから原則14日や1カ月などの短めの期限を設定している自治体も多いです。これに対して、長いところだと、6カ月以内の申請で足りる自治体もあります。

罹災証明書を申請する場合には、いつまでに申請しなければならないかを各自治体に確認した上で、罹災後早めに手続きをする必要があります。

罹災証明書は、発行までに早くとも1週間はかかります。

3 被災(ひさい)証明書

被災証明書は、保険金の請求等に利用するためのもので、その人が災害による被害を受けたという事実そのものを証明するための証明書です。

車や家財などの動産が災害による被害を受けた場合には、罹災証明書ではなく被災証明書によって被害を証明することができます。

被災証明書は、申請すればその日に発行してもらえます。

被災証明書を申請する場合には、自治体によってもその方法が異なりますが、たとえば停電や断水などの状況を証明すれば発行してもらえることもありますし、車や家財などが損壊していれば証明書の発行が受けられる場合などもあります。

なお、罹災証明書はどの自治体でも発行されますが、被災証明書は、自治体によってはないところもあります。

この場合には、罹災証明書が被災証明書の役割も兼ねることができます。

火災に遭った場合の罹災証明書は消防局で発行されますが、被災証明書は消防局では発行されません。